

重点

3 飲酒運転の根絶



**飲酒運転は犯罪です。
絶対にやめましょう。**

飲酒運転による交通事故発生状況（令和5年10月末現在）

	発生件数	死者数	傷者数
本年	51件	5人	57人
昨年	32件	0人	42人
増減	19件	5人	15人

○地域では

- ・交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動を通じ、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりを推進し、飲酒運転を根絶しましょう。
- ・飲酒を伴う各種行事や会合等では、車を持ち込まないようにしましょう。やむを得ず持ち込む場合は、あらかじめハンドルキーパーを決めておくなど、絶対に飲酒運転をしないよう参加者に呼びかけましょう。

○運転者及び自転車利用者は

- ・飲酒運転の悪質性・危険性、事故を起こしたときの責任の重大性を十分認識し、運転者としての責任を自覚しましょう。
- ・飲酒後、アルコールが体内で分解されるまで相当の時間が必要なことを認識し、二日酔いなどによる飲酒運転を防止しましょう。



4 自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

○家庭では

- ・自転車利用時のヘルメット着用が、交通事故発生時に致命傷となりやすい頭部を守り、自己の命を守ることにつながることについて、家族で話し合しましょう。

○自転車利用者は

- ・自転車安全利用五則を守りましょう。

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



- ・福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例により、自転車損害賠償責任保険等への加入は義務となっています。相手にけがをさせれば、高額な損害賠償を求められることがあります。必ず保険に加入しましょう。
- ・道路交通法により、全ての自転車利用者はヘルメット着用に努めなければいけません（努力義務）。
なお、全国における自転車乗用中の交通事故では、死者の約7割が「高齢者」、死亡原因の約6割が「頭部」の負傷です。